

## 指定管理者候補者の選定結果について

資料1

保健衛生部保健衛生総務課所管の新潟市急患診療センターについて、以下のとおり候補者を選定しました。

施設名	新潟市急患診療センター
所在地	新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号 新潟市総合保健医療センター1階
施設の概要	<p>新潟市急患診療センターは、昭和48年に医師会立で設置され、平成12年に公設民営化し業務委託として実施された。平成18年度から指定管理制度に移行し、平成21年に現在地に移転する。当該施設は、休日夜間救急医療を提供し、市民の安心安全の確保を目的とする施設である。診療科目は内科、小児科、整形外科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、脳外科の8科目により実施されている。特に内科、小児科、整形外科では365日開設している。</p> <p>施設には待合室、各診察室、X線室、CT室等があり、①平日夜間の救急患者に対する診療、②土日祝日やゴールデンウィーク、年末年始にかかる救急患者に対する診療③救急医療体制に係る適正受診の啓発などの事業を行っている。</p>
指定管理者 申請者 評価会議	<p>委員 金子 和子 (新潟市連合婦人会 会長)</p> <p>委員 坂詰 明広 (新潟県医療ソーシャルワーカー協会 会長)</p> <p>委員 佐藤 たづ子 (新潟県看護協会 会長)</p> <p>委員 鈴木 未来 (社会保険労務士)</p> <p>委員 宮田 幸宏 (新潟大学医歯学総合病院 事務部長)</p>
指定管理者 (候補者)	<p>一般社団法人 新潟市医師会 代表者 会長 佐野 正俊</p> <p>住 所 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号 新潟市総合保健医療センター5階</p>
指定期間(予定)	平成26年4月1日～平成31年3月31日
選定理由	<p>新潟市急患診療センターの指定管理者選定にあたっては、事業内容や評価会議委員の意見を参考に非公募により実施することとし、一般社団法人新潟市医師会より指定申請書の提出を受けた。</p> <p>評価会議において、応募者から提出を受けた事業計画書等について、施設の平等利用が確保されること、施設の効用が最大限に発揮され、管理経費の縮減が図られること、事業計画に沿った管理を安定して行う能力があること等を選定基準に評価を行った。その後、評価会議における各委員からの意見と評価結果を参考に総合的に検討した結果、救急医療体制に係る適正受診の啓発や年末年始、ゴールデンウィークなど多くの医療機関が休診する連休時に開設している医療機関を把握し照会する取組を進めるなど、多くの市民に対し、安全安心かつ安定した救急医療の提供が見込めたため、上記の候補者が最適であると判断し選定した。</p>
スケジュール	<p>第1回評価会議 7月4日</p> <p>書面による意見聴取9月10日～20日 ※仕様書・選定基準の決定</p> <p>申請受付 10月1日～10日</p> <p>第2回評価会議 10月16日</p> <p>今後、市議会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。</p>
所管部署 (問い合わせ先)	<p>保健衛生部 保健衛生総務課 地域医療推進室</p> <p>TEL : 025-212-8018 (直通)</p> <p>E-mail : <a href="mailto:hokeneisei@city.niigata.lg.jp">hokeneisei@city.niigata.lg.jp</a></p>

【参考】現指定管理期間の評価(平成21年4月～平成26年3月)

指定管理者	一般社団法人 新潟市医師会
総評	良好な施設サービスの提供を継続している。施設管理が行き届き、本施設は、休日夜間の急患診療の拠点としての役割を十分に果たしており、指定管理者として優良であると評価する。